

2024-2026 年度課題別研修「リサイクル制度設計」に係る

参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下、「JICA 東京」という。)は、以下の業務について参加意思確認書の提出を公募します。

途上国の持続可能な経済発展のために、資源の有効活用を目指した循環型社会の構築に対する必要性が高まる中、各国においては従来の廃棄物の排出・処理に関する規制政策に限らず、リサイクル産業育成の視点に立った政策アプローチが求められています。

本研修は、日本における拡大生産者責任等の制度設計手法や、具体的なリサイクル政策及びその運用事例を学び、また地方自治体やNGO、民間事業者など多様な立場から循環型社会の実現を目指し活動しているリサイクル分野のアクターの知見にも触れることで、リサイクル産業発展に資する政策を立案することのできる人材を育成することを目標としています。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人 日本環境衛生センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を

積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、廃棄物管理や環境衛生分野を担う専門機関であり、環境省や地方自治体、民間企業等からの海外協力事業（研修事業・調査研究含む）の受注実績を数多く有しています。JICA 事業では、「固形廃棄物管理の基礎（A）（北海道センター）」や「大気環境管理に向けたキャパシティビルディング（横浜センター）」等の課題別研修、ウクライナ国「破壊廃棄物の適正処理と再資源化の推進」等の国別研修の受注実績があり、技術協力プロジェクト・調査・民間連携事業への参画実績も豊富です。

また、国内にて廃棄物行政担当者や廃棄物等実務管理者等を対象とした講習・研修会を広く実施しており、本研修で実施する廃棄物管理・リサイクル分野の技術を指導する知見と経験、官民の人材ネットワークや見学先ルートを幅広く有する機関です。

以上を勘案し、特定者は、本研修の目的を効果的かつ効率的に実施し得るほぼ唯一の機関であると言えます。また、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

(1) 業務名：2024-2026年度課題別研修「リサイクル制度設計」に係る研修
委託契約

(2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」案のとおり

(3) 実施期間（2024年度）：2025年1月8日～2025年1月23日（予定）

(4) 契約履行期間（2024年度）：2024年11月中旬～2025年3月中旬（予定）

※2025年度、2026年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格

(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。

2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガ

イドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア． 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ． 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ． 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ． 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う

事業者

- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2） その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2024年度案件を第1回目として受託し、2026年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 3) リサイクル分野に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。

3 手続きのスケジュール

- （1） 参加意思確認書の提出

提出期間	2024年9月10 日(火)17 時必着
提出場所	JICA東京 経済基盤開発・環境課
提出書類	・参加意思確認書（別添1）及び同確認書において提出を求められている資料等
提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で、下記（4）記載のメールアドレスへ送信すること。

（2）審査結果の通知

通知日	2024年9月17日（火）
通知方法	メール

（3）審査結果についての理由請求

請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
請求方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で、下記（4）記載のメールアドレスへ送信すること。
請求締切日	2024年9月24日(火)
回答予定日	2024年10月1日(火)
回答方法	メール

(4) 提出先・メールアドレス

提出先	JICA東京 経済基盤開発・環境課（担当：阿部） ticttee@jica.go.jp
-----	---

（お問い合わせ：経済基盤開発・環境課 03-3485-7641）

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添1）のPDF データを受領後1 営業日以内に、提出された参加意思確認書に記載された提出者のメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURL と、同URL にログインするためのID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。提出者は同URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24 時間

以内の問い合わせは原則受付けないので、メール提出の場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

(1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。

(2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。

(4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

(6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

(7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続を中止する場合があります。

(9) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。

(10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上